

合併調整項目調整状況

事務事業番号	6334	専門部会名	農政	分科会名	農政	担当部署	土地改良課
事務事業名	県営土地改良事業						
合併前の事務事業の状況							
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村	合併後調整方針(協議会決定)			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業基盤を整備し、農業生産及び生活環境基盤の向上を図るため土地改良区などの行う土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。 <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営基幹水利施設補修事業（菅平地区） 県営基幹水利施設補修事業（二ツ木地区） 県営畑地帯総合土地改良事業（塩田地区） 県営田園空間整備事業（上田青木地区） 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用施設の新設改良等を行うことにより、農業経営の省力化、安定化を図る。 <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営ため池等整備事業（宮原堰 期地区） 県営ため池等整備事業（新池地区） 県営ため池等整備事業（下池地区） 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<p>新市において2年以内に新たな基準を策定し統一する。</p> <p>新たな基準が策定されるまでに採択となった事業及び継続事業の地元分担率については、現行のとおりとする。ただし、新基準が現行を下回った場合には新基準を適用する。</p>			
合併後調整内容【調整済】							
<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業補助金交付要綱を新設し、上田市土地改良事業分担金徴収条例施行規則を改正。真田町小規模土地改良事業補助条例及び土地改良事業補助金交付要綱、依田川沿岸土地改良区基盤整備事業等補助金交付要綱を廃止。（平成20年4月1日改正） 							